

山口県不登校対策会議報告書

— 子どもたちの健やかな成長のために —

山口県不登校対策会議

目 次

はじめに	1
視 点	2
提 言	3

第Ⅰ章 不登校の理解と対応の在り方

1 本県における不登校の基礎データと分析	5
（1）不登校の現状	5
（2）不登校児童生徒数の全在籍児童生徒数に占める割合	5
（3）学年別不登校児童生徒数	5
（4）欠席日数別不登校児童生徒の割合	6
（5）中学校1年生の不登校の状況	6
2 不登校の理解の重要性	8
（1）子どもの理解	8
（2）不登校の理解	8
3 不登校への基本的な対応の在り方	10
（1）将来の社会的自立への支援	10
（2）自己肯定感の育成	10
（3）適切な登校への働きかけ	10
（4）校内サポートチームによる学校の取組み	13
（5）温かい居場所としての家庭	13
（6）地域の人材を活用した行動連携	13

第Ⅱ章 これからの不登校対策

1 学校における取組みの在り方	14
（1）学校の取組みにおける課題	14
① 学校の取組み	
② 教員の取組み	
（2）未然防止としての対応	16
① 魅力ある学校づくり	
② 人間関係づくりの場の計画的な設定	
③ 小・中学校の連携の推進	
④ 教員の資質向上	
（3）不登校児童生徒への支援としての取組み	19
① 一人一人の状況に応じた適切な対応	
② 組織的にサポートする校内体制（内なる連携）の整備	
③ 学校と地域社会や関係機関との連携によるサポート体制（外なる連携）の整備	
④ 中学校卒業後の自立支援	

⑤ 高等学校長期欠席者への対応

2 家庭支援の在り方

- (1) 家庭支援における課題 2 3
 - ① 家庭訪問による支援
 - ② 保護者への支援
- (2) 未然防止としての対応 2 4
 - ① 子どもの心を受け止める力
 - ② 帰りたくなる温かい家庭づくり
 - ③ 保護者と教員、保護者相互の人間関係づくり
- (3) 不登校児童生徒への支援としての取組み 2 6
 - ① 家庭訪問による学習支援
 - ② 当事者同士が支え合うシステムづくり
 - ③ 不登校の子どもと地域との交流

3 学校、家庭、地域社会の連携の在り方

- (1) 学校、家庭、地域社会の連携における課題 2 8
 - ① 適応指導教室の活動の啓発及び拡充
 - ② 地域の人材との緊密な連携
 - ③ 社会教育施設、民間施設等との連携
- (2) 未然防止としての対応 2 9
 - ① 地域の人材や団体等を活用した未然防止の取組み
 - ② 豊かな自然を活用した山村留学制度などの取組み
- (3) 不登校児童生徒への支援としての取組み 3 1
 - ① 適応指導教室の充実
 - ② 地域の人材や民間団体との連携
 - ③ 関係機関等との連携や社会教育施設の活用
 - ④ フリースクール等民間施設やNPOとの連携
 - ⑤ 不登校対策推進会議等の設置

おわりに 3 6

資料

- 1 山口県不登校対策会議設置要綱 3 9
- 2 山口県不登校対策会議委員 4 0
- 3 山口県不登校対策会議の審議経過 4 1
- 4 不登校を考える地域フォーラム 4 2
- 5 適応指導教室開設状況 (H. 15. 5) 4 4
- 6 山口県不登校対策会議報告書 (概要) 4 5

はじめに

完全学校週5日制のもと、小・中・高等学校それぞれに新しい学習指導要領が実施され、教育改革の具体的な推進に一步が踏み出されたところでもあります。この度の教育改革のねらいは、子どもたちが21世紀の社会に適応しながら、個性を見出し、自らにふさわしい生き方を主体的に選択できるよう「生きる力」を育成することにあります。

その実現のためには、子どもたちが学ぶ意欲や、自ら学び、自ら考える力などの「確かな学力」や他人を思いやり、共感する心、感動する心などの「豊かな人間性」、さらには、これらを支える「健康・体力」などの資質や能力を身に付けていくことが大切です。

しかし、情報化、少子化等、社会が急速に進展する中で、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、先行き不透明な時代背景の中で、学校に行かない、また、行くことができない不登校の子どもたちも増えています。

このような中、文部科学省の「不登校問題に関する調査研究協力者会議」は、平成15年4月11日に報告書をまとめ、不登校は誰にも起こり得るというこれまでの認識に加え、不登校の解決の目標は、児童生徒の将来の社会的自立にあること、不登校は心の問題のみならず進路の問題でもあることなどの提言を行っています。

本県においても、不登校の未然防止と不登校児童生徒への支援という2つの観点から、学校での取組みの強化はもとより、スクールカウンセラーの配置等、これまでさまざまな取組みが進められてきました。平成14年度には、中学校において36人に1人が不登校であり、依然として深刻な状況にあります。このため、本県教育委員会は、外部の専門家等の協力を得て、山口県不登校対策会議（以下「対策会議」）を設置しました。

本対策会議は、合計7回に及ぶ会議と県内3箇所における「不登校を考える地域フォーラム」を開催し、広く県民の意見を聴取するとともに、これまでの取組みについての改善点、あるいは、今の時代に対応した新しい取組みなどについて、「学校における取組みの在り方」、「家庭支援の在り方」、「学校・家庭・地域社会の連携の在り方」という3つの視点から協議を行ってきました。

この度、今後の山口県の不登校対策の在り方について、委員の意見を提言としてまとめましたので御報告いたします。

視 点

不登校児童生徒が、中学校1年生で急増するなどの実態を踏まえ、不登校の理解やその対策への基本的な考え方を明確にし、今後、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援として、何が求められているか明らかにする必要がある。

1 学校の取組みの充実に向けて

不登校の解決に向けて、魅力ある学校づくり、教員の児童生徒理解や指導力の向上、小・中学校間の連携、校内のサポート体制づくりなどの課題があり、充実した取組みが求められている。

2 家庭への支援の充実に向けて

家族のふれあいを大切にした温かい家庭を築くとともに、不登校児童生徒への継続的な支援や、保護者へのケアが課題であり、きめ細かな対応が求められている。

3 学校・家庭・地域社会の連携による取組みの充実に向けて

児童生徒に豊かな心や社会性を育むためには、学校や家庭だけでなく、地域社会との連携を深め、一体となった取組みを行うとともに、近隣の関係機関や施設等の有効な活用を図ることが求められている。

提 言

1 さらなる魅力ある学校づくり

子どもたちの夢や希望を育む、さらなる魅力ある学校づくりが、今、求められている。

2 人間関係づくりの向上をめざす体験活動の実践

不登校の未然防止に向けて、学校全体の取組みとして、児童生徒の人間関係づくりの向上をめざす体験活動を系統的・計画的に実践する必要がある。

3 小・中学校の緊密な連携

中学校における不登校の増加を防止するために、小・中学校の教育活動のさらなる充実を図るとともに、小・中学校の交流授業や中学校体験入学等、緊密な連携が必要である。

4 教員の資質向上と校内支援体制づくり

学校では、校長のリーダーシップのもと、不登校に関する計画的な専門研修などによる教員の資質向上を図るとともに、校内サポートチームによる組織的な取組みにより、一人一人に応じた適切な支援を進めることが必要である。

5 中学校卒業後の自立支援

将来の社会的自立を支援する観点から、小学校の早い段階から系統的・計画的に生き方指導としての進路指導を行うとともに、不登校児童生徒の中学校卒業後や、高等学校中途退学後の、継続的な支援が必要である。

6 学校と地域社会や関係機関との連携

学校内に「不登校検討委員会」を設置し、PTA、スクールカウンセラーや、地域社会の関係機関等と定期的に情報交換を行い、互いに協力して、児童生徒への支援を行う必要がある。

7 子どもの心を受け止める力

保護者や地域の大人として、平素から対話を通して子どもたちとの信頼関係を築き、悩みや不安を受け止めることが求められている。

8 帰りたくなる温かい家庭づくり

保護者として、基本的なマナーや社会人としての生き方を子どもに教えるとともに、子どもが帰りたくなる温かい居場所としての家庭を築くことが求められている。

9 家庭訪問による学習支援等の充実

不登校児童生徒の将来の社会的自立に向け、継続的に家庭に出向き、きめ細かな学習支援等を行うことが必要である。

10 保護者同士が支え合うシステムづくり

不登校児童生徒の保護者や関係者によるネットワークづくりなど、地域における専門家を招いての保護者支援体制づくりが必要である。

11 適応指導教室の充実

適応指導教室の活動内容や指導の充実に取り組むとともに、その設置増や、臨床心理士等専門的な立場からの支援が求められている。

12 地域での居場所づくり

民生児童委員等の地域の人材や、ふれあい教育センター、児童相談所などの関係機関や、社会教育施設及び子ども会などの社会教育団体等の活用を図った支援や、地域での居場所づくりが必要である。

13 不登校対策の総合的な評価と検討

県教育委員会及び市町村教育委員会においては、関係機関やフリースクール等民間施設などとの連携を図るとともに、「不登校対策推進会議」等を設置して、不登校対策を総合的に評価、検討していく必要がある。

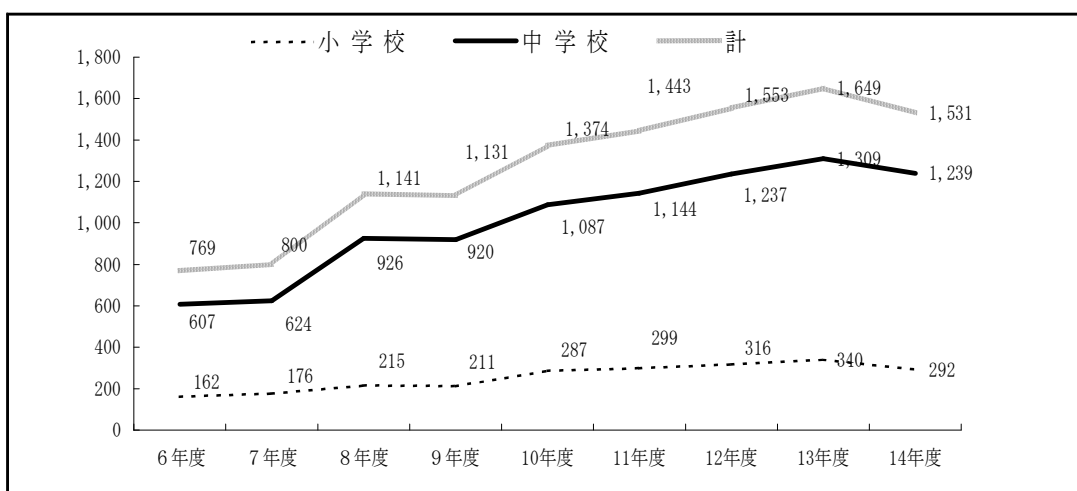
第 I 章 不登校の理解と対応の在り方

1 本県における不登校の基礎データと分析

(1) 不登校の現状

本県の公立小・中学校における不登校児童生徒数は、平成6年度に小・中学校合わせて769人でしたが、平成14年度には1,531人へと増加しています。

平成14年度の不登校児童生徒数は、前年度に比べ減少したものの、依然として多く、憂慮すべき状況にあります。



(2) 不登校児童生徒数の全在籍児童生徒数に占める割合

平成14年度の公立小・中学校における不登校児童生徒数の全在籍児童生徒数に占める割合は、以下のとおりであり、本県の不登校児童生徒数の割合は、全国とほぼ同様です。

特に、中学校では、各クラスに1人程度在籍していることになり、課題の大きさが伺え、具体的な対応が急務です。

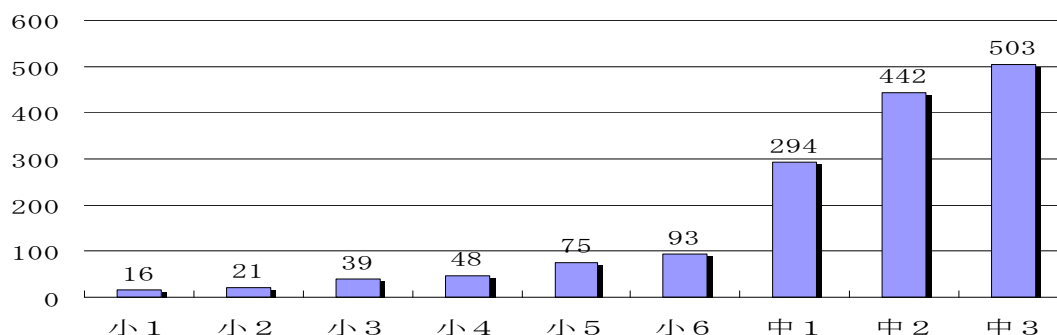
	小学校	中学校
山口県	282人に1人	36人に1人
全国	277人に1人	35人に1人

(公立小・中学校)

(3) 学年別不登校児童生徒数

平成14年度における学年別の不登校の状況を見ると、学年が上がるごとに不登校児童生徒数は増加し、中学校3年生が最も多くなっています。

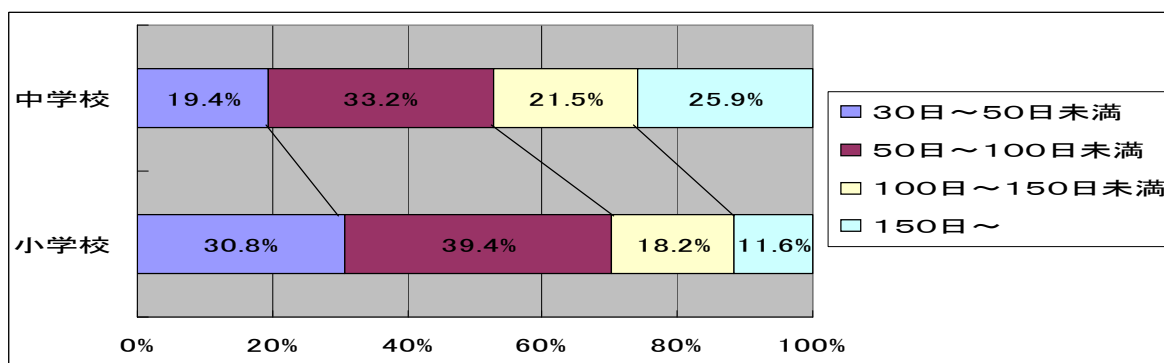
また、全国と同様、中学校1年生で小学校6年生の約3倍に増加している点が大きな課題です。



(4) 欠席日数別不登校児童生徒の割合

不登校児童生徒について、以下の表にあるように、すべての児童生徒が長期にわたって学校を欠席しているわけではありません。

今後は、一人一人の児童生徒の状況に応じて、適切な対応を進める必要があります。以下に、平成14年度における欠席日数別児童生徒の割合を示します。なお、平成13年度も同様の傾向を示しています。

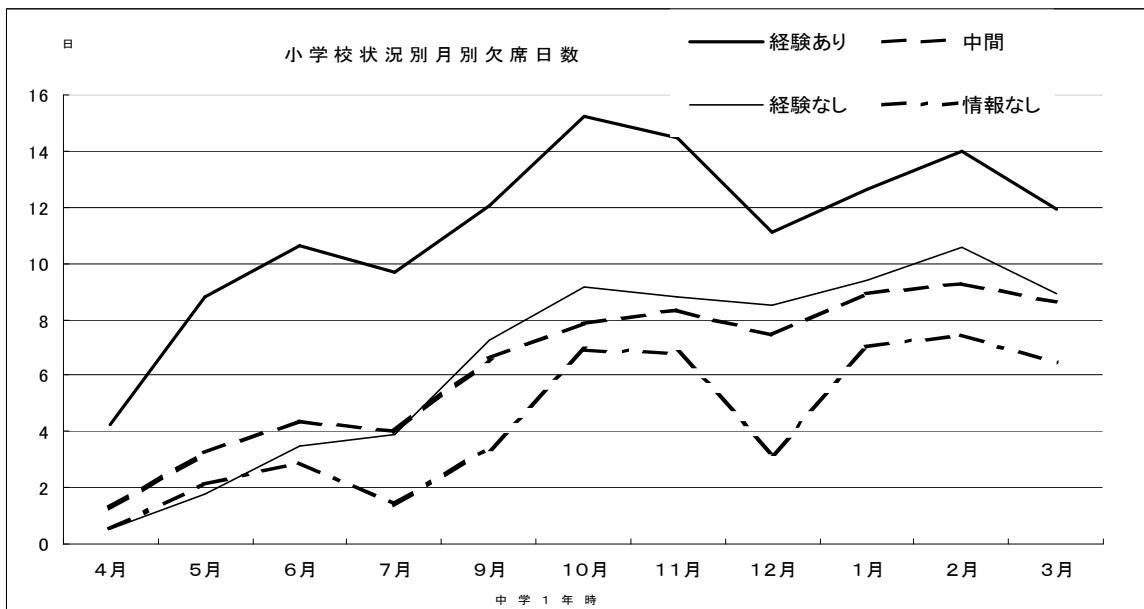
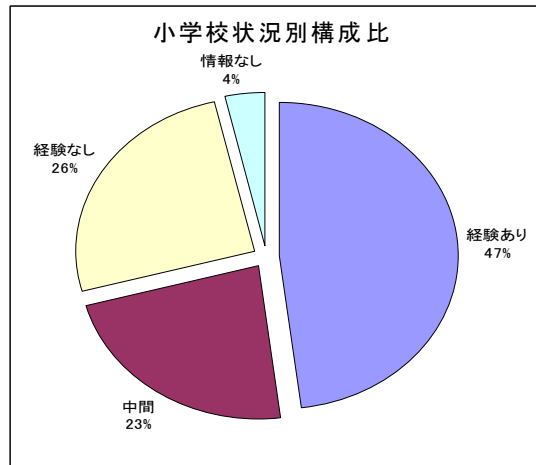


(5) 中学校1年生の不登校の状況

平成14年度の本県における中学校1年生の不登校生徒の、小学校時代の不登校経験等について調査した結果、次に示すような結果が得られました。

- ① 中学校に入学して初めて不登校になったと判断される事例は、全体の25.6%である。
- ② 中学校1年生における不登校生徒のうち、47.0%（約半数）は、小学校4年～6年時代の不登校経験者である。さらに、小学校4年～6年時代に不登校傾向（不登校傾向があり欠席15日～30日未満）であった者を加えれば、70.0%となる。
- ③ 小学校時代の不登校経験者や、不登校傾向がみられた者は、中学校1年生の4・5月の早い段階から欠席が目立つ。
- ④ 小学校時代の不登校経験者や不登校傾向がみられた者の多くは、学力が良好とは言えず、学習の遅れが指摘できる。

すでに、中学校 1 年生で不登校生徒が急増することは、不登校の解決に向けての大きな課題であると指摘しましたが、今回の調査で、このような実態であることが明らかになりました。



※ 中間：小学校 4 年～

6 年時代に不登校傾向（不登校傾向があり欠席 15 日～30 日未満）であった者

※ 不登校

年度間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。

（文部科学省：学校基本調査より）

2 不登校の理解の重要性

(1) 子どもの理解

ア 子どもたちの人間関係づくりの弱さ

現代の子どもたちは、祖父母や兄弟姉妹等多くの人に囲まれて育つという経験が少なく、また、生活体験の不足などにより、人間関係を作り上げていく力や、トラブルが起こった際の関係を修復する力が弱くなっています。

イ 思春期の子どもの傷つきやすい心

思春期は、心が傷つきやすい時期でもあります。友人からのちょっとした一言で傷ついたり、意思伝達がうまくいかず誤解を受けて悩んだりすることがあります。

中学1年生で生活環境が大きく変わり、学習内容も難しくなり、自分の考えに確信がもてず、人前での発言にストレスを感じたり、教員との関係づくりに戸惑いを感じたりする生徒もいます。

このような思春期の子どもたちの心情を、保護者や周りの大人は知っておく必要があります。

(2) 不登校の理解

ア 不登校のとらえ方

一般的に不登校の子どもたちは、学校に行かない、行くことができないという形で悩みや混乱を表し、何らかのサインを出していると考えられています。遊び・非行型の不登校の子どもたちも、不満やストレスを非行という形で表現しています。

しかし、大人は、不登校や非行について「怠けている」「我がままである」という一元的な見方でとらえがちであり、子どもの立場に立った理解が必要です。

イ 不登校の子どもたちの自己イメージ

不登校の子どもたちは、心の中に不安や悩みなど、様々な葛藤を抱えています。また、夢を育むことができず、自分自身の心のバランスが保てなくなると、自己肯定感や自尊感情がもてなくなっています。

引きこもりの状態が続く事例では、「自分なんか生きている価値がない」と考え、食事も摂らない場合があります。

一方、遊び・非行型の子どもたちも、未来への夢を見失って、自分自身に自信がもてない状態です。

このような状態にある子どもたちに対し、一旦、夢を見失っても、より現実的な夢を再度設定し直せるだけの自尊感情や生きるエネルギーを育み社会人としての生き方を学んでいく姿勢を失わないよう導いていくことが

大切です。

ウ 不登校の子どもたちの複雑な心

すべての子どもたちは、今以上に成長したい、勉強もしたいと願っています。

また、長期にわたって不登校となっている子どもたちは、教員に、そっ
と見守ってほしいが、ある程度は関わってもほしいという複雑な気持ちも
もっています。

3 不登校への基本的な対応の在り方

(1) 将来の社会的自立への支援

学校は、児童生徒の生きる力の育成や社会的な自己実現に向けて、様々な教育活動を行う重要な場です。したがって、不登校の課題解決に向けては、まずは、不登校の未然防止や学校復帰に積極的に取り組むことが重要です。

しかし、学校復帰が難しい児童生徒については、将来の社会的自立を視野に入れた様々な支援が求められています。

具体的には、適応指導教室の一層の充実、子どもや保護者のニーズに応じた進路支援のための家庭訪問の実施、学校、家庭、地域社会の連携を図る支援体制の充実、さらに民間施設等との連携など行き届いた取り組みが必要です。

国の報告書が「将来の社会的自立」を不登校の解決の目標としたことによって、学校復帰を一律に求めるという姿勢から、自立に向け継続的に支援する姿勢が生まれた意義は大きく、保護者にも教員にも対応にゆとりが出てくると考えられます。

このように不登校児童生徒が、学校に復帰することも、自分にふさわしい場で学ぶことも、ともに社会的自立への重要な道であると言えます。

(2) 自己肯定感の育成

不登校児童生徒が最初に直面する問題として、休んでいる自分を認めることができない、自分の居場所を見つけることができないという苦しさや葛藤があると言われています。

不登校児童生徒が何かにつまずいても、それを乗り越えて、自己肯定感を育むことができるよう、支援していくことが大切です。

このため、家庭や学校にあっては、不登校児童生徒自身が誰かの役に立つ存在であると感じることを経験させるなど、工夫した取り組みが必要です。

(3) 適切な登校への働きかけ

不登校に対しては、登校への働きかけをしてはいけない（登校刺激を与えてはいけない）という考え方が今も残り、適切な関わりが行われない場合があります。しかし、一人一人の不登校の状況に配慮した、適切な登校への働きかけが必要です。

特に、不登校への対応は、児童生徒が休み始めた早期の関わりが重要であり、適切な対応が求められています。例えば、児童生徒が学校を2、3日休んだ時点で、学級担任は積極的に電話連絡や家庭訪問をし、直接、児童生徒に声をかけることが必要です。そのような会話の中から、悩みの相談につながることもあります。

登校への働きかけはしてはいけないと考え、家庭訪問もしないなど何の関わりももたないでいると不登校が長期化してしまうこともあります。

また、不登校にもいろいろなタイプ（態様）があります。いろいろな悩みを抱え学校に行けない子どもと、無気力傾向や遊び・非行傾向から学校に行かない子どもに対して、一律に登校への働きかけをしないという対応は見直す必要があります。

次に、不登校のタイプ（態様）別の基本的な対応の在り方について一覧表にして示します。

不登校のタイプと対応上の留意点

一人一人をよく理解して真摯な態度で向き合い、「心のふれあい」を大切にしながら、それぞれの子どもに合った対応をしていくことが大切です。

区 分	判断のポイント	対応上の留意点	登校への働きかけ
学校生活に起因する型	<ul style="list-style-type: none"> いじめなどの友人関係のトラブルがある。 教師との人間関係のトラブルがある。 給食を嫌がる。 部活動や学校行事への参加を嫌う。 授業の内容がよく理解できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 問題の解決に向けて、本人や保護者と話し合い、誠意をもって対応する。 いじめの場合（本人の心のケアと保護者への対応→いじめる側への温かい対応→学級指導） 担任教師だけでなく、多くの教師との人間関係づくりに努力していく。 原因の除去だけでなく「情緒混乱型」と同じように対応する。 	不安など情緒混乱の状態を示す時期以外は、働きかける。
遊び・非行型	<ul style="list-style-type: none"> 学校よりも校外の遊びに関心を示す。 逸脱、反社会的行動を起こしやすい。 グループで行動することが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 興味をもっている話題に添い、信頼関係を築く。 受容的に接し、言い分をしっかり受けとめて、情緒を安定させる。 長所を見つけて伝え、自信の回復と人間関係の深化を図る。 問題点は、指摘するよりも、できるだけ気付かせる方向で対応する。 学習指導や行動変容への具体的なサポートをする。 	親身になって、いろいろな働きかけを行う。
無気力型	<ul style="list-style-type: none"> 学習意欲に乏しく、無気力な生活態度である。 外出（一人歩き）はできる。 登校への働きかけに応じても長続きしない。 	<ul style="list-style-type: none"> 少しでも興味をもっているものを見つけ、関係づくりの窓口にする。 気長に受容的に接し、長所を見つけて伝える。 学習指導や行動変容への具体的なサポートをする。 	親身になって、いろいろな働きかけを行う。
不安など情緒的混乱の型（情緒混乱型）	<ul style="list-style-type: none"> 朝、頭痛・腹痛等の症状を訴える。 休日には朝から比較的气元である。 人と接触を避ける。 漫然とした不安を訴える。 登校に対する意志表示ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人や保護者との信頼関係を築く。 原因や要因を執拗に追求しない。 「すくみ反応」があるときは、登校への働きかけを控え、ゆっくり休ませる。 本人や保護者の不安をしっかり受けとめ、情緒を安定させる。 学校への関心が出てきたら、学習指導や級友との接触を図る。 	基本的に避けるが学校に関することを拒否しなくなった場合は、状態に応じて働きかける。
意図的な拒否の型	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活に意義を認めない。 進路を変更したいために登校を拒否する。 将来に対する見通しをもっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人や保護者の価値観に添い、受容的に対応する。 問題点がある場合も、指摘するより、できるだけ自ら気付く方向で支援する。 進路に関する情報を提供し、本人や保護者と共に進路を決定する。 	子どもや保護者の思いを受け止めながら働きかける。
複合型	<ul style="list-style-type: none"> 上記の型が複合していてもいずれが主であるかを決めがたい型。 	<ul style="list-style-type: none"> 原因がはっきりしている場合には、本人や保護者の意向を聴きながら、解決に向けて対応する。 「情緒混乱型」と複合している場合は、「情緒混乱型」の対応を優先する。 	不安など情緒混乱の状態を示す時期以外は、働きかける。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記のいずれにも該当しない型。 		

（山口県教育委員会「心うけとめて」より）

(4) 校内サポートチームによる学校の取組み

学校教育は、すべての児童生徒の自立を支援するためのものであり、不登校児童生徒についても、等しく将来の社会的自立が図られるよう支援することが求められています。この姿勢が、不登校対策の原点にあると言えます。

不登校児童生徒への具体的な支援としては、全教員の共通理解を図り、校内サポートチームにより組織的に支援に当たるなど、学校全体で総合的に取り組むことが求められています。

また、学校は、児童生徒の成長に深く関わっているため、不登校の課題解決に向け、教育内容を謙虚に振り返るといった姿勢も必要です。児童生徒は、「人間的に成長したい、勉強も分かるようになりたい」という発達への意欲を潜在的にもっています。教員として魅力ある授業を通して、児童生徒の夢や希望を育むように、適切な支援を行うことが大切です。

(5) 温かい居場所としての家庭

子どもは、愛されていると感じるとき、安定した気持ちで目標に向かって意欲的に生活できるものです。そのため、保護者として、子どもを慈しみながら、人としての基本的なマナーや社会人、職業人としての生き方を教えていくことが必要です。

不登校の子どもたちは、自分はどう生きていいかという悩みや不安を抱えています。保護者として、子どもが不登校となっても、話をじっくり聴くなど、深い関心を払いながら、温かい居場所となる家庭を築き、子どもの思いを受け止め、生き方を一緒に考えていくことが、子どもたちの自立に向けて大切です。

さらに、保護者や身近な人たちは、不登校の状態を認め、支えることが必要です。それによって、子どもたちは自己を肯定的に認めることができるようになり、周囲への関わりも再び始まり、最終的に自立へと歩み出していきます。

(6) 地域の人材を活用した行動連携

不登校児童生徒の支援に当たっては、信頼関係を基盤に、学校と民生児童委員や各種団体等が連携するなど地域社会の力を効果的に活用し、情報の共有化を図り、それぞれが役割を果たし、協力して実践的に取り組んでいく行動連携が必要です。

不登校児童生徒と地域の大人たちがスポーツ等を通して一緒に汗を流し、交流を深めるなど、地域の子どもの支えていく体制づくりが求められています。

※ 民生児童委員

民生委員法による「民生委員」が児童福祉法によって「児童委員」を兼務している。県健康福祉部の管轄下であり、市町村の区域におかれ、児童等の健やかな成長に関する事業の支援等を行う人

第Ⅱ章 これからの不登校対策

1 学校における取組みの在り方

(1) 学校の取組みにおける課題

① 学校の取組み

ア 学校の役割の見直し

学校は、児童生徒の成長にどのように関係しているのか、進路の問題や仲間づくり等の観点から、もう一度学校の機能を見直してみる必要があります。

学校教育は、すべての児童生徒の自立を支援するためのものであり、不登校児童生徒についても、等しく社会的自立ができるよう支援することは、不登校対策の原点をなすものです。

そのためには、開かれた学校づくりを進め、家庭、地域社会の協力を仰ぎながら魅力ある教育活動を進めるとともに、学級内などにおいてより良い人間関係や信頼関係を築き、一人一人に応じた指導を工夫しながら、児童生徒が夢や希望を育み、自立へ向かって歩き出せるよう適切な支援が必要です。

イ 教育相談体制の充実

集団への所属感をもちにくく、人間関係づくりが苦手な児童生徒が増えているという指摘がなされる中、各学校においては、今以上に、児童生徒への共感的な理解を深め、不安や悩みを気軽に相談できる教育相談体制の充実を図ることが必要です。

また、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）等の児童生徒が、学習上のつまずきや人間関係がうまく構築できない等の理由により、不登校に至る場合もあります。

このようなことから、今後、スクールカウンセラーの配置増など、人的支援の一層の拡大が求められます。

さらに、不登校の未然防止に向けた対策として、児童生徒の人間関係づくりなどのプログラム作成や計画的な実施等、積極的な取組みが必要です。

※ 学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないが、読み、書き、計算等の特定の能力に障害がある。

※ 注意欠陥/多動性障害（ADHD）

不注意、衝動性、多動等の特性をもち、7歳以前に発症する中枢神経系の機能不全

ウ 小学校と中学校の連携

中学校入学後に急増する不登校や学習への不適應などについては、小学校において潜在的にあった課題が、中学校になって不登校という形で顕在化してくると考えられるため、小学校と中学校の連携を図った取組みが一層求められます。

② 教員の取組み

ア 平素からの温かい指導

最近の児童生徒について、人間関係をうまく築けないなどの傾向がみられます。

このため、教員は、今以上に、児童生徒の変化を敏感にとらえ、心を理解し、丁寧に指導することが求められています。

さらに、教員集団として、様々な個性や持ち味を互いに認め合いながら児童生徒を包み込んでいく温かい支援が必要となっています。

イ 学級担任を支える校内体制と不登校への適切な対応

不登校の対応については、従来から、学級担任の抱え込みなどが指摘されてきたところですが、全教員が不登校に関する理解を深め、学級担任を支える校内体制をつくり、積極的に取り組んでいく必要があります。実際に、こうした地道な取組みにより、登校状況が改善された事例も多くあります。

また、長期にわたる不登校児童生徒に対する登校への働きかけはいけないという考え方によって、適切な関わりが行われていないこともあります。第1章3で述べたように、一人一人の児童生徒の状況を的確に判断して関わっていくことが必要です。

(2) 未然防止としての対応

① 魅力ある学校づくり

ア 夢や希望を育む学校

学校は、自己の存在感や充実感を実感できる「居場所」であるだけでなく、児童生徒が夢や希望を育み、主体的な学びを進め、望ましい集団活動を通して豊かな人間性や社会性を育み、社会的自立に向けて「生きる力」を培いながら、自己実現を図る重要な場です。

このため、教員は、児童生徒一人一人がよさや可能性を發揮しながら、生き生きと活動できるよう、魅力ある授業の実践ときめ細かな指導に努めることが大切です。

また、不登校傾向や非行傾向の児童生徒が、「学校へ行っても勉強が分からない、面白くない」と、学習の遅れに対する不安や不満を募らせる場合もあります。

このような児童生徒に対しては、児童生徒の気持ちを受け止め、全教員の共通理解のもとで、より一層きめ細かな授業や一人一人に応じた個別指導を進めていくことが重要です。

イ 発達段階を踏まえた小・中学校における指導の充実

児童生徒が、健やかに成長していくためには、年齢ごとの発達課題を達成し、段階をおって成長していくことが必要です。

このため、学校においては、9年間を通して児童生徒の成長を育むという見通しの上に立ち、児童生徒の発達課題をしっかりととらえながら、基本的な生活習慣や社会性を身に付けるように、一人一人の発達に応じたきめ細かな指導が必要です。

とりわけ、小学校においては、不登校の未然防止を図る観点から、児童の発達段階等に応じて、小学校段階における社会性の育成と、基礎学力の定着を図ることが重要となります。

一方、中学校においては、新入生に対し、小学校の時の状況を配慮した丁寧な指導が求められるとともに、将来の社会的自立を支援する観点から、生徒が主体的に進路選択ができるよう、生き方指導としての進路指導の充実を図ることも重要です。

② 人間関係づくりの場の計画的な設定

学校として、児童生徒の集団を組織し、その質を高めていくことは重要な役割の一つです。

そのために、教員は、児童生徒との深い信頼関係を基盤に、受容・傾聴などのカウンセリングの基本を重視した授業や学級経営を進めることが大切です。

また、学級活動や授業等において、グループ・エンカウンターやプロジェクトアドベンチャー等人間関係づくりを主眼にした体験活動を定期的実施し、子どもたち一人一人にとって居場所のある学級づくり、学校づくりに取り組むことが重要です。

※ **グループ・エンカウンター**

グループで、本音と本音のふれあいによる人間関係を通して、今まで気付かなかった自分や他人に出会うための教育技法

※ **プロジェクトアドベンチャー**

心理学に基づいて、学校で使えるよう米国で開発された体験的教育プログラム。

まず、心とからだをほぐし、様々な課題解決活動に挑戦する中で、お互いの心と身の安全を守る環境を構築し、個人の自尊感情の向上や信頼関係づくりをめざす。

③ **小・中学校の連携の推進**

平成14年度の本県における中学校1年生の不登校生徒について、小学校時代の不登校経験等を調査した結果、中学校1年生の不登校の約半数が小学校4～6年生で不登校経験があり、中学校入学直後から欠席が始まっていることが明らかになりました。逆に、不登校経験のない生徒の欠席が増えるのは、2学期からとなっています。

この分析結果等も踏まえ、次のような取組みが必要であると考えられます。

- ・ 児童生徒が夢や希望を育む、魅力ある学校づくりに一層努める。
- ・ 将来の社会的自立を支援する観点から、小学校の早い段階から系統的・計画的に生き方指導としての進路指導を行う。
- ・ 不登校の未然防止の観点から、中学校のみならず、小学校においても集団への適応や学習支援の取組みを十分進める。
- ・ 中学校においては、小学校6年生対象の一日体験入学などを実施し、新たな中学校生活への適応を図る。
- ・ 小・中学校の教員相互の人事交流や、行事の合同開催、交流授業などを行う。
- ・ プライバシーに配慮した上で、小学校と中学校は、指導状況等に関する情報の共有化を図り、連携した支援を行う。
- ・ 中学校は、小学校時代に不登校経験や不登校傾向があった生徒に対し、年度初めの早い段階から支援を行う。

④ 教員の資質向上

ア 児童生徒の長所を認め、共感的に関わることの大切さ

児童生徒を指導する場合、否定するばかりでは、萎縮してしまい、自信や意欲をなくします。普段の関わりの中で、児童生徒の可能性を伸ばしながら支援していくことが重要です。

さらに、問題行動等が起こった場合は、その児童生徒との人間関係を深め、よさや可能性を伸ばす機会ととらえ、保護者や周囲の大人が連携を十分に図りながら、児童生徒の立場に立って関わるのが大切です。

イ 校長のリーダーシップの重要性

充実した生徒指導、教育相談の推進のためには、校長のリーダーシップが重要です。校長は、日頃から指導方針の検討や情報交換を行う機会を設け、その結果を全教員に周知して共通理解を図り、支援体制をつくるとともに、協働実践が必要です。このような取り組みの中で、学校として不登校に対する意識が一層高まってきます。

また、スクールカウンセラーなどの配置校においては、校長の積極的な取り組みが必要となります。校長としてスクールカウンセラーによる専門的な助言や、教員との連携が十分に行われるよう配慮することが大切です。

ウ 教員研修の充実

教員として、不登校を未然に防止するために、積極的な声かけや対話を心がけるなど、日常的なふれあいに努めるとともに、児童生徒の変化に素早く気づき、対応するなど、信頼関係を基盤とした生徒指導を推進していくことが重要です。

また、不登校の理解と支援のためには、不登校をテーマとした定期的な校内研修を実施し、その課題を明確にする中で、具体的な対応について共通理解を図る必要があります。

さらに、初任者研修や10年経験者研修等の教員研修において、不登校に関する研修を行い、教員が不登校に対する理解を深め、その対応策を踏まえての実践力を高めていくことが重要です。

(3) 不登校児童生徒への支援としての取組み

① 一人一人の状況に応じた適切な対応

ア 適切な関わりとしての登校への働きかけの必要性

不登校には、様々なタイプ（態様）があり、それぞれ必要とする支援は異なります。

例えば、遊び・非行傾向の児童生徒への働きかけは、教員に対する信頼感を育む機会ともなりますが、情緒混乱傾向の児童生徒にとっては心理的に負担となることも考えられます。

したがって、登校への働きかけについては、不登校児童生徒の状態や不登校となった理由や背景を把握した上で、一人一人の状況に応じた適切な対応が必要です。

イ 学校における個別指導記録の活用

不登校児童生徒の支援にあたっては、個別指導記録を作成することが重要です。

個別指導記録には、欠席日数と欠席理由や、誰がどのような対応をし、家庭訪問をして何をしたかなど、児童生徒の様子や保護者の対応等について記載し、守秘義務に配慮の上、教員が情報を共有し、適切な対応のための資料とすることが必要です。

また、当該記録を、不登校児童生徒の支援のために小・中学校間や転校先等との引継ぎ、関係機関との連携において活用する場合も考えられます。その場合は、保護者にその旨を説明し、理解を得ることが重要です。

ウ 不登校対応実践事例集の作成

県及び市町村教育委員会は、多様化した不登校の対応事例や関係機関等と連携した事例をまとめて提示し、学校への支援を図る必要があります。

② 組織的にサポートする校内体制（内なる連携）の整備

ア コーディネーター役の教員の位置付けと校内支援体制づくり

学校において、効果的に不登校児童生徒の支援を進めていくためには、学校全体を見通し、学級担任等の不登校児童生徒への関わり方や、支援方策について調整するコーディネーターが必要です。

その人材としては、不登校に関する深い見識をもち、リーダーシップを発揮できる生徒指導主任や教育相談担当教員、学年主任等が考えられます。

このコーディネーターを中心に、管理職や生徒指導主任、教育相談担当教員、学年主任、学級担任、養護教諭等で、即時に動ける校内サポー

トチームを作り、ケース会議を実施し、学習支援を含めた総合的な支援を継続的に進めていくことが必要です。

その際、学級担任の判断だけでなく、学校全体の判断に関わるという姿勢で、組織として対応していくことが大切です。

※ ケース会議

不登校児童生徒に関わる者が出席し、該当児童生徒の状態を分析し、今後の対応方法を決定していくための会議

※ コーディネーター

児童生徒への支援を行う際のまとめ役としての働きをする人

イ スクールカウンセラーのさらなる有効活用

スクールカウンセラーの役割として、児童生徒、保護者へのカウンセリングや教員への支援、関係機関との連絡調整役があります。

スクールカウンセラーが生徒指導等に有効に活用されるためには、生徒指導、教育相談関係の校務分掌に位置付けることが重要であるとともに、コーディネーター役の教員の役割が大切です。

特に、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）等が不登校の背景にある児童生徒の場合、スクールカウンセラー等の専門家との連携を図りながら、全校体制で対応することが重要です。

ウ 保健室、相談室等別室登校児童生徒への支援

保健室や相談室で別室登校をしている児童生徒は、養護教諭や教育相談担当教員の受容・共感的な対応により、自分の居場所を見付け、心の安定を図りながら人間関係を育んでいます。

また、教室復帰をめざして相談室へ登校している児童生徒に対しては、教育相談担当教員が中心となってグループカウンセリング等を行い、集団への適応を図っています。

このように、不登校の課題解決には、不登校児童生徒に関する情報をもつ養護教諭や教育相談担当教員と他の教員の連携が必要であり、日頃から情報を共有し、学校として組織的に対応することが求められます。

また、別室登校が長期化した場合には、児童生徒の学習の遅れが懸念されます。学校としては、別室登校の児童生徒についての共通理解を深め、関係教員による自主課題の用意や個別指導等、校内の協力体制が必要です。

③ 学校と地域社会や関係機関との連携によるサポート体制（外なる連携）の整備

ア 通学区域の弾力化

各学校の通学区域は、市町村の判断で定められていますが、地理的、身体的、いじめ対応を理由とする場合だけでなく、不登校に関しても、

本人の支援になると判断される場合、通学区域のさらなる弾力化による対応が望まれます。

イ 学校と適応指導教室との連携による取組みの充実

不登校児童生徒の校外における学びの場の一つとして、適応指導教室があります。

適応指導教室では、学校復帰を目的に学校や家庭と緊密な連携のもと、学習指導やふれあいキャンプ等を行っています。また、学級担任との面接や、本人、保護者の意見等を参考に、適切なタイミングで、再登校への働きかけを図るなどしています。

こうした取組みに加えて、スタッフの拡充や、児童生徒の願いや希望に応じて進路支援や仲間づくり等様々なプログラムを準備するなど、教育内容の一層の充実が求められます。

ウ 学校と地域社会や関係機関との連携

地域の大人による児童生徒への声かけや、地域行事、サークル活動などでのふれあいが学校不適應の未然防止に役立っています。

多様化する不登校に対応するため、校内に不登校検討委員会を設置し、学校とPTA、スクールカウンセラーや、民生児童委員、保護司、適応指導教室の指導員等が、定期的に情報交換し、互いに協力し合って取り組んで行くことが必要です。

また、教員が、ふれあい教育センターや児童相談所、精神保健福祉センター、地域の健康福祉センター、大学等と連携し、不登校に関する理解や具体的な対応の情報収集をし、小・中学校とは違う視点からアドバイスを受けるなど、大学や相談機関等を積極的に活用することが必要です。

※ 保護司

法務大臣が都道府県の区域を分けて設置し、個人及び公共の福祉に寄与する活動を行う人

④ 中学卒業後の自立支援

中学校を卒業した後の進路が決まらない生徒が増加傾向にあるため、将来の社会的自立を支援する観点から、生徒が主体的に進路を選択できるよう、小学校の早い段階から、系統的・計画的な生き方指導の充実を図ることが重要になっています。

また、中学校卒業後も進路相談に応じるなど、中学校における卒業生への継続的な自立支援も必要です。

さらに、関係機関としても、中学校卒業後や高等学校中途退学後にひきこもり傾向にある青少年への継続的な支援を行うとともに、民間施設との

連携を図った取組みの検討が求められます。

⑤ 高等学校長期欠席者への対応

高等学校へ入学したものの、出席が常でなく、欠席が長期に及ぶ生徒が一定数います。このような生徒に対しては、教育相談室等別室登校によるきめ細かな支援など、配慮が必要です。

また、長期欠席による中途退学者については、高等学校において継続的に進路支援に努めることが必要です。

2 家庭支援の在り方

(1) 家庭支援における課題

① 家庭訪問による支援

不登校児童生徒については、学習の遅れにより、再登校が難しくなることも考えられるため、家庭訪問による学習支援が求められます。学習支援を行うことによって、児童生徒の学校に行ってみたいという意欲の高まりも期待できます。

現在、学級担任をはじめとして、学校関係者が家庭訪問をして支援を行っていますが、今後はゆとりをもって家庭訪問による支援を行う人材の配置が望まれます。

不登校となった児童生徒の多くは「そっとしておいてほしい」、「放っておかれると寂しい」という矛盾する複雑な感情を抱いています。児童生徒の生活や学習の状況を把握し、本人が必要とし、求めている支援を行うことが大切です。

② 保護者への支援

保護者も、学校や進路に関する情報の提供などについて、支援を求めています。家庭訪問による学習支援は、保護者への支援にもつながり、保護者に心理的余裕や安心感が生まれます。

不登校の子どもと同様に苦しんでいるのは保護者です。保護者の支援のために、気軽に相談できる窓口の開設や保護者同士のネットワークづくりへの支援も大切です。

(2) 未然防止としての対応

① 子どもの心を受け止める力

ア 保護者として

子どもの健やかな成長に向けて、親子の絆が大切です。そのために保護者は、まず、子どもの願いや思いを受け止めることが必要です。

子どもと話す時も、聴き方が大切になります。毎日、少しの時間でも、子どもに向き合って話を聴くことが必要です。そうすることで、子どもとの信頼関係が強まり、子どもに安心感が生まれます。

また、間違っただけの行動をした時も、頭ごなしに叱るのではなく、理由を聞き、どうすればよかったかを一緒に考えるなど、温かい雰囲気の中で、子どもの心を受け止めることが大切です。

保護者は、子どもをかけがえのない存在として受け止め、その良さを見取る視点を常にもちながら、子どもが大切に考えていることを理解し、心の交流を図っていくことが望まれます。

イ 地域の大人として

地域の大人は、地域の子どもの成長は地域で育てるという視点を持ち、普段の声かけやあいさつなど、子どもたちに積極的に関わることが大切です。

昔の大人たちは、子どもたちが転んで「痛い」と言ったとき、失敗して「辛い」と言ったとき、その痛さや辛さを受け止め、言葉を返してくれる温かさをもっていました。

大人の温かさや優しさなどは、いつの時代においても子どもたちが望んでいることです。

② 帰りたくなる温かい家庭づくり

不登校の未然防止に向けて、家庭が責任をもって子育てに取り組む必要があります。

日本PTA全国協議会では「わが家の子育て全国キャンペーン」に取り組んでいます。この取組みは、「わ・が・や・の・こ・そ・だ・て」の文字を頭に据えて、子育ての姿勢を示し、実践を呼びかけたものです。

わ	悪いことは悪いとしてしつけていますか
が	我慢する心を育てていますか
や	約束は守られていますか
の	ノー（NO）と言える大人ですか
こ	子どものよりどころになれるか
そ	育てていますか子どもの夢を
だ	食べ物に愛情をこめていますか
て	手本になれる大人ですか

また、山口県PTA連合会は、「『行きたい学校・帰りたい家庭』をめざして創り上げていくPTA活動」をテーマに活動しています。子どもたちが帰りたいと思う家庭づくりに努めるのも保護者の役割です。

各家庭で、「わが家の子育てキャンペーン」の実践や「帰りたい家庭づくり」を心がけていくことが大切です。

③ 保護者と教員、保護者相互の人間関係づくり

ア 家庭訪問による信頼関係の醸成

学校による家庭訪問は、子どものより良き成長に向けて、学校と家庭の協力関係を築くために行うものです。家庭訪問で人間関係ができると、互いに情報交換がしやすくなります。家庭訪問を含めた日頃からの信頼関係づくりが大切です。

イ 保護者相互の人間関係づくりの実践

人間関係の希薄化は、同じ学校に通う児童生徒の保護者同士であつても言えることです。保護者同士が互いに相談できる環境づくりのため、グループ・エンカウンターや簡単なゲームなどの人間関係づくりのプログラムを、保護者会等において実施することが望まれます。

(3) 不登校児童生徒への支援としての取組み

① 家庭訪問による学習支援

ア 不登校児童生徒一人一人に応じた支援

不登校児童生徒について、30日休んでいる状態からほとんど欠席している状態までを一括りにとらえがちです。

不登校児童生徒を一括りに見ていくのではなく、欠席日数や不登校の状態に応じて、適切な支援が必要になっています。

イ 家庭訪問による支援

長期にわたる不登校児童生徒に対しては、家庭訪問による支援が求められます。

例えば、一緒に本を読んだり会話をしたりすることなどを通して、心をほぐすことから入り、本人の求めに応じて、徐々に学習支援を行うことに発展することが大切です。

その際、本人及び保護者が、家庭訪問による支援に対して、何を求めているのか、その要望に応えることが大切になります。

② 当事者同士が支え合うシステムづくり

ア 不登校児童生徒同士の支え合い

学校や適応指導教室に行けない児童生徒が、再登校に至った事例として、仲間同士が支え合った取組み（ピア・サポート）があげられます。同じ課題を抱える児童生徒同士が友達になり、教員の適切な支援によって、次第に誘い合って放課後などから登校できるようになったというものです。このように、仲間同士が支え合うシステムづくりを進めることも必要です。

イ 保護者の会等のネットワークづくり

保護者が、不登校の子どもをもつ保護者に相談して、具体的な関わり方などについて適切なアドバイスを受け、保護者自身の気持ちの安定につながることで、子どもが再登校に至ったという事例もあります。

保護者にとっては、身近に相談したり情報の交換をしたりできる保護者同士のネットワークが必要です。ネットワークを築くためには、市町村教育委員会を中心に、市町村や学校において「保護者の会」等を組織し、不登校の子どもや保護者同士の交流活動や情報交換の場を設けることが求められています。

交流活動の場には、教員だけでなく、臨床心理士などの専門家や不登校を経験した子どもの保護者が加わると、さまざまなアドバイスを受けることも可能になります。

③ 不登校の子どもと地域との交流

不登校の子どもが学校復帰に際し、地域の大人たちがスポーツ等を通して一緒に遊んだり、交流を深めたりすることも効果的です。

本対策会議で、ある地域の取組みが紹介されました。その地域では、野球のチーム、ボウリングのサークルなどを作って、不登校の子どもたちに参加を呼びかけ、交流を図っています。活動を重ねるうちに、子どもたちが誘い合う形になり、次第に参加者が増えていきます。子ども同士が顔を合わせると学校の話も出て、学校に気持ちが向いていくことにもなります。

このように、地域のサークルに不登校の子どもたちを誘うのも、一つの方法と考えられます。このサークルの指導者も最初は一人でしたが、次第に人数が増え、地域のつながりを深めるという点でも大きな意義がありました。

その他、地域で行うボランティア活動や行事に、参加を呼びかけることなども考えられます。

3 学校、家庭、地域社会の連携の在り方

(1) 学校、家庭、地域社会の連携における課題

① 適応指導教室の活動の啓発及び拡充

適応指導教室の活動内容について、保護者への啓発が十分になされていない状況にあります。教員も、学級の児童生徒が適応指導教室に通室し、初めて実際の様子を見ることがほとんどです。

現在、適応指導教室は13市町において15教室が開設されていますが、今後は、学校との連携を一層図りながら、すべての市町村に適応指導教室の設置や、それに代わる取組みを展開することが求められています。

② 地域の人材との緊密な連携

学校は、児童生徒が有意義に学校生活を送ることができるように、地域の人たちの様々な力を借りることが求められています。

特に、不登校児童生徒への支援として、地域で児童生徒の健全育成を担う民生児童委員や県・市の福祉事務所の家庭児童相談員との連携が大切です。これまで学校は、個人の具体的な情報については、取り扱いを慎重にしてきましたが、これからは、民生児童委員等の地域の人材と学校とが情報を共有し、保護者の理解を得ながら連携を図り、一人一人の児童生徒の状況に応じ、家庭、地域社会それぞれが責任、役割を十分果たしながら、協力して取り組むことが望まれます。

※ 家庭児童相談員

県・市の福祉事務所に配置し、家庭福祉に関する専門的な相談指導業務を行う人

③ 社会教育施設、民間施設等との連携

児童生徒の自立の支援に向けて、学校や適応指導教室は、地域にある図書館や博物館などの社会教育施設等や、ふれあい自然体験など様々な事業を実施する青年の家などの青少年教育施設を、有効に活用することが望まれます。また、県内にも不登校児童生徒を支援する民間施設が開設されており、今後、民間施設等との適切な連携が求められます。

ところで、不登校のように見えるが実際には病気という場合もあります。事例によっては医療機関との連携も必要です。

(2) 未然防止としての対応

① 地域の人材や団体等を活用した未然防止の取組み

ア 学校における体験活動の充実

最近の児童生徒は、生活体験の不足等から、集団への適応が難しい場合があります。そのため、保育所訪問、ボランティア活動、福祉体験等、人とふれあう体験活動を通して、社会性を身に付ける必要があります。その円滑な推進に向けて、受け入れ場所や人材の確保が必要です。

また、将来の夢や希望を育むために、職場体験や地域の人材等をゲストティーチャーとして招いた職業講話の取組みなど、生き方指導としての進路指導が重要です。

学校では、以上のような地域社会と連携した体験活動を、児童生徒の発達段階を踏まえ、系統的・計画的に位置付けることが大切です。

イ 地域社会における体験活動の充実

学校は、学校便りの配付や自由参観日等の取組みにより、各学校の教育方針や児童生徒の活動状況等を情報として知らせるなど、地域社会に学校を開いていくことが必要です。

また、学校と地域の子ども会やスポーツ少年団等が連携を強化し、地域全体で児童生徒の成長を支えるため、様々な体験活動の場を提供することが必要です。

その一例として、放課後の学校や公民館等を活用した子どもの居場所づくりなどを進めることが望まれます。

ウ 教育委員会と他部局の連携による就学前の子育て支援

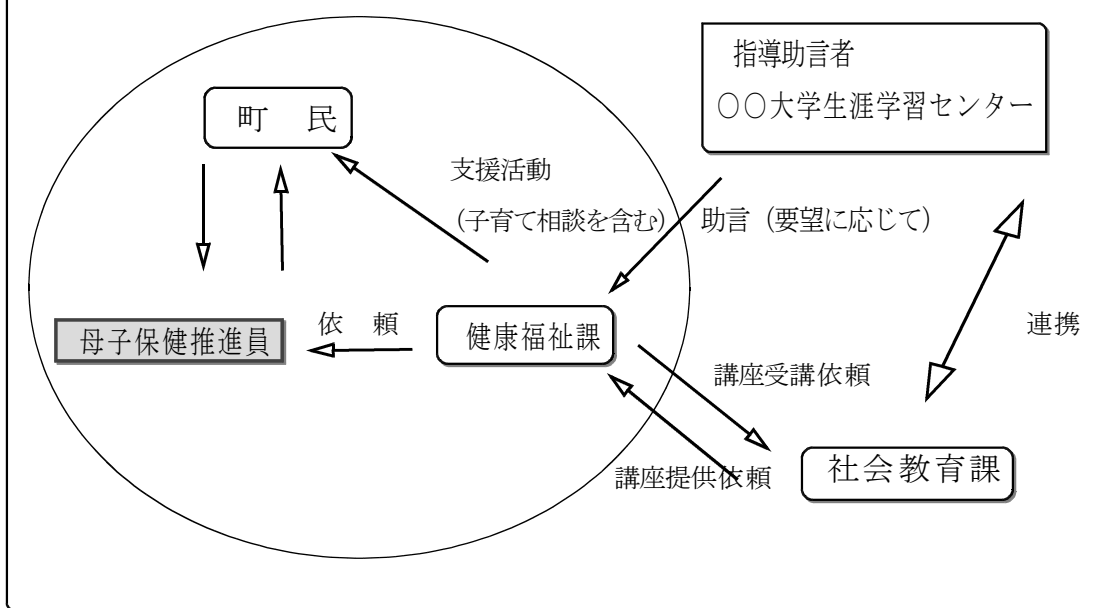
近年、小学校に入学する児童の中に、落ち着きがない、多動、他との関わりが苦手、我慢ができないなどの子どもが増えてきています。

幼児期は社会性が芽生える大切な時期です。子育てを通して社会に適応できる素地を育成することが大切です。より良い就学前の子育て支援について、県や市町村においては教育委員会と他部局との連携の在り方を見直していくことが大切です。

山口県A町では、従来、健康福祉課から依頼を受けた母子保健推進員が母子の健康推進を、社会教育課が子育ての相談を担当していました。その際、子育て相談や子育て講座に参加できない人への支援が課題でした。このため、現在、両課が連携を図り、母子保健推進員が自宅訪問をする際に、子育ての相談にも応じることができるよう、推進員の資質向上及び推進員への助言体制の充実を図っています。

教育委員会と首長部局の連携による就学前の子育て支援の例（A町）

◇ 母子保健推進員の支援体制づくり（資質向上及び指導助言体制）



※ 母子保健推進委員

地域に密着した母子保健事業を推進するために市町村に設置され、市町村における母子保健推進活動を行う人

② 豊かな自然を活用した山村留学制度などの取組み

山村留学制度は、1年以上の長期にわたり、親元を離れて自然環境豊かな地域に在住し、寮や農家などから地元小・中学校に通学するというものであり、不登校児童生徒がこの制度を活用して、心豊かに生きる力を育んでいくことも考えられます。

本県には、本郷村が運営する山村留学センターがあります。入所している児童生徒は、指導員や地域の人々、教員とふれあいながら集団生活や自然体験を通して、健やかに成長しています。

また、防府市では、就学区域の弾力化により、少人数での学習を希望する市内の児童生徒に、離島にある学校への渡船通学での転入学を認めています。

(3) 不登校児童生徒への支援としての取組み

① 適応指導教室の充実

ア 適応指導教室と学校の連携

不登校児童生徒の保護者からの相談に適切に対応するためにも、教員は適応指導教室について十分に理解しておくことが重要です。

そのため、適応指導教室の指導員と学級担任や教育相談担当が、定期的に協議をするなど、学校と適応指導教室のより一層の連携が大切です。

なお、適応指導教室の名称は、適応指導だけでなく、進路支援など幅広く不登校児童生徒の社会的自立を支援するという点からも「教育支援センター」など、より適切な呼び方が望まれます。

イ 自立支援活動の充実

適応指導教室においては、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援として、一人一人に応じた指導計画を作成することが求められています。

その際、自然とのふれあい、物づくり、スポーツ等の体験活動、グループ・エンカウンターやソーシャル・スキル・トレーニング等を取り入れることが大切です。

また、児童生徒の学校復帰に向け、学習支援の充実が必要です。

※ ソーシャル・スキル・トレーニング

対人関係上の問題を乗り越える方法や集団生活を楽しむ方法を、体験を通して身に付ける学習

ウ 臨床心理士等による支援及び指導員の研修の充実

本県の適応指導教室では、非常勤職員が多く、専門性を生かした指導が難しいという課題があり、臨床心理士等による支援が望まれます。その支援が難しい場合は、近隣の心理学系の大学及び大学院との連携が考えられます。

また、指導員の専門的な研修も望まれます。

適応指導教室が未設置の市町村の取組みとしては、校外補導主事などが公的施設において、不登校児童生徒への対応をマンツーマンで行っている例があります。

② 地域の人材や民間団体との連携

ア 地域社会との連携

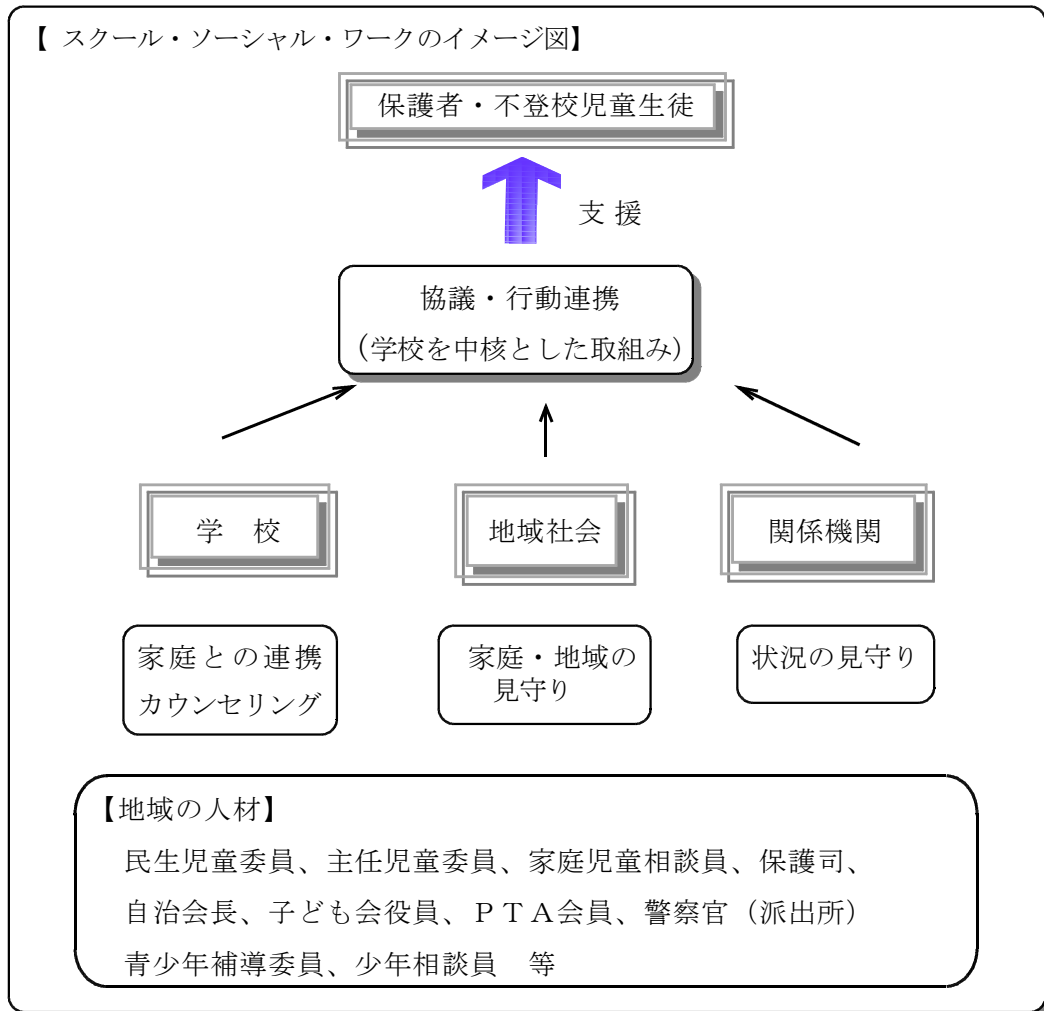
不登校児童生徒の支援に向けて、学校と民生児童委員、家庭児童相談員、保護司などの福祉行政を担う人材とが情報の共有化を図り、行動連携による取組みを推進することが求められています。

このような、学校・家庭・地域社会・関係機関等を結びつけ、社会福祉の視点に立って総合的に児童生徒への支援を行うスクール・ソーシャ

ル・ワークの取組みが、県、市町村、各学校において必要です。

※ **スクール・ソーシャル・ワーク**

社会福祉の視点に立ち、児童生徒のカウンセリングとともに学校が関係機関等との連携を図り、支援を行う取組み



イ **地域の人材の活用**

不登校児童生徒の支援にあたっては、学校、家庭、地域社会の協力のもと、地域での居場所づくりなどの取組みが必要です。

たとえば、次の表に見られるように、不登校児童生徒が生きるエネルギーを回復し、自己肯定感を育てている取組みもあります。

今後は、学校や適応指導教室が民生児童委員、保護司、社会教育指導員などの地域の人材の活用を図り、怠学、非行傾向、心理的要因による不登校児童生徒への地域ぐるみでの支援を行うことが求められています。

場	活 動 内 容 例
幼稚園・保育所	読み聞かせ、ゲーム遊び 等
福祉施設	窓拭き、部屋掃除、体拭き、ピアノ・笛の演奏 等
職場体験	一人一人のニーズに応じた職場体験
地域ボランティア	施設での奉仕体験や地域清掃への参加 等
子ども会活動	異年齢集団による遊びや行事への援助活動 等
スポーツ少年団	活動への参加

ウ BBS会等民間ボランティアとの連携

BBS会は、地域の若者が不登校児童生徒や非行少年の兄や姉のような存在として友だち付き合いをしながら、側面からの支援活動をしています。

学校、適応指導教室等や児童相談所、保護司とが連携し、BBS会等民間ボランティアと、夏休みを利用してのキャンプやスポーツなどの集団活動を通して、児童生徒に、より良い人間関係をつくる力を育むことも大切です。

※ BBS会 (Big Brothers and Sisters Movementの略)

少年の健全な育成を側面から支援する「ともだち活動」を行うほか、非行防止活動も行っている団体

③ 関係機関等との連携や社会教育施設の活用

ア 山口県教育研修所ふれあい教育センターとの連携

ふれあい教育センターは、年々増加している子どもの様々な相談に適切に対応するため、臨床心理士や精神科医などの協力を得て、専門的な相談窓口を開設しています。

当センターには、教育相談班と特別支援教育班があり、不登校の相談は、主に教育相談班が受けもっています。相談者への対応としては、本人にはカウンセリングや遊戯療法を行い、保護者には家庭での子どもの様子や変化などを聞き、関わり方について助言や話し合いをします。

また、学校に対しては専門的な立場から、支援の在り方等について指導助言を行っています。

不登校児童生徒の中には、軽度の発達障害児もいます。このような事例は特別支援教育班が相談を担当して、適切なアドバイスをしています。

学校は、ふれあい教育センターのこのような役割をよく理解し、連携を深めることが必要です。

イ 関係機関等との連携

不登校の解決に向けて、学校、教育委員会、家庭、地域社会、関係機関等が互いに連携し、一体となった取組みを進めることが求められています。

そのためには、県及び市町村における、教育行政部局と福祉行政部局の緊密な連携が強く求められており、学校と児童相談所や健康福祉センターなどとの行動連携が必要です。

児童相談所では、ひきこもりの子どもや、不登校児童生徒の社会性の向上を図ることを目的として、児童福祉司の助言・指示のもと、児童福祉に理解のある学生等をメンタルフレンドとして家庭に派遣する「メンタルフレンド訪問支援事業」や、休日や放課後に、児童相談所に通所、宿泊させ、グループワーク、心理療法を実施する「不登校通所指導事業」を行っています。

また、健康福祉センターでは、地域の関係機関と連携を図って、思春期におけるひきこもり、不登校などに対応するため、相談者に対して支援を行っています。

県教育委員会及び市町村教育委員会は、これらの事業について、今以上に学校や保護者に周知、啓発する必要があります。

ウ 医療機関との連携

不登校と同様に見えても、心因性の病気が原因となっている場合も考えられます。このような事例においては、専門的な治療の結果、登校できるようになったこともあります。

また、学習障害や注意欠陥/多動性障害等、軽度発達障害の児童生徒については、医師の診断と助言により、学校の適切な対応で、二次的な障害を防ぐことができます。

エ 社会教育施設の有効活用

自分の生き方を考えるきっかけとして、自然とのふれあい、科学や絵画とのふれあいなどがあります。本が好きな児童生徒にとっては、自分の生き方を本の中で見つけだすこともあります。図書館、美術館、文化資料館等の社会教育施設を利用する際には、様々な人とふれあう機会をもつこととなります。

こうした点から、学校や適応指導教室等は、地域にある社会教育施設の有効な活用を一層図る必要があります。

オ 青年の家や少年自然の家での不登校児童生徒対象のプログラム開発

青年の家や少年自然の家では、自然体験活動事業や親子ふれあい事業等が実施されています。これからは、不登校児童生徒対象の新たな事業

も実施することが望まれます。

④ フリースクール等民間施設やNPOとの連携

不登校児童生徒への支援については、フリースクール等民間施設においても様々な取組みがなされており、児童生徒の社会的自立を図る観点から、今まで以上に連携を図ることが求められています。

その連携の在り方として、学校、適応指導教室、社会教育施設と、フリースクール等民間施設との情報の共有や、施設、人材、カリキュラムの相互利用などが考えられ、今後、協議会等による実践的な研究に取り組む必要があります。

連携のための検討内容例

- ◇ 施設・人材・カリキュラムの相互利用による民間施設、NPOと学校との連携
- ◇ 民間施設、適応指導教室、社会教育施設等のそれぞれの活動を相互に利用した連携
- ◇ 民間による遊休施設、廃校等を利用した支援センターの設置
- ◇ 民間と連携した、ひきこもりの青少年の居場所づくり、訪問支援、就労支援体制
- ◇ ITを利用した支援における民間との連携
- ◇ 「特色ある教育課程の試み」などにおける民間との連携

⑤ 不登校対策推進会議等の設置

県教育委員会及び各市町村教育委員会において、「不登校対策推進会議」等を設置し、不登校対策を評価・検討し総合的に進めていくことが求められています。

また、教育委員会と学校、適応指導教室、児童相談所等が一体となって、具体的な不登校対策を検討するとともに、専門家の指導を受けながら、それぞれが一人一人に応じた対応について協議していくことが必要です。

おわりに

時代の進展とともに、教育の世界にも大きな変化がみられるようになって参りました。

「今後の不登校対策の在り方について」という深淵な課題のもとに発足致しました本会議であります。昨年5月の第1回会議から本年1月まで、限られた時間ではありましたが、7回の協議を重ねて参りました。その間、第2回ではヒアリングとして、不登校のお子さんの保護者や中学校、適応指導教室、民間施設の方から貴重な御示唆をいただきました。

広く県民の皆様の考えを拝聴するという立場で、県内の3箇所において「不登校を考える地域フォーラム」も開催致しました。各会場とも、多数の方々の参加に恵まれ、多くの貴重な意見をいただきました。ある会場では、不登校経験者の保護者から、「樹海をさまよう状態から抜け出し、青空を見ることができるようになった。」との体験談を聞かせていただきました。多くの参会者が、改めて、不登校についての考え方を深めることができました。こうした情報も本会議の協議に生かすように心がけてまいりました。

私たちは、人生において、様々な出来事に遭遇し、それらに対処し、そこから生起する新たな事態の展開を踏まえながら、次ぎのステップを再構成し、自らの歩を進めていくこととなります。学校生活時に不登校の状態にあった者が進路を選択し決定する時や卒業後の生活においても、こうした再構成への営みを続けていくこととなります。本会議においても、その基本的スタンスとして、すべての児童生徒の進路形成、将来的な社会的自立を支援するという観点から、議論を重ねてきたところであります。

不登校の状況は一人一人の子どもによって様々であり、求められる支援の在り方も多様です。本会議におきまして、学校や教育委員会のこれまでの取組みや県内の不登校児童生徒の実態を考慮し、「不登校の未然防止に向けた取組み」と「不登校児童生徒及び保護者に対する支援」の両面から協議を深めてまいりました。

多くの県民、関係者に支えられながらまとめました本報告が今後の山口県の不登校への対処として有意義なものとなるべく各方面で活用され、全ての子どもたちの幸せな生活の環境づくりができることを願っております。

平成16年1月

山口県不登校対策会議

会 長 堂 野 佐 俊